

自転車事故をなくしましょう

自転車による交通事故をなくすため、交差点への進入や道路の横断には十分注意し、ルールを守って安全に走行しましょう。

県内の自転車事故発生状況と特徴

県内の自転車事故の発生件数は、平成26年12月末で9175件、うち、死亡事故は32件(死者数32人※バイク1人含む)です。

自転車による死亡事故の都道府県別順位では、埼玉県がワースト4位となっています。

また、死者の年齢層は、65歳以上の高齢者が最も多く、全体の約60パーセント、次いで60〜64歳が約20パーセントを占めています。

事故の発生場所は、交差点内が全体の71パーセントで、主な発生原因は、安全不確認、一時不停止です。また、交差点以外の場所では、横断時や夜間に事故が多く発生しています。

自転車事故の多発パターンと対策

●**交差点に進入する際の事故**
自転車事故の多くは、自転車が交差点に進入した際に発生しています。

信号のない交差点では、一時停止し、左右の安全を確認してから進入しましょう。

特に、塀などで視界が悪い交差点では、車からの発見も遅れ、大きな事故につながり



進路変更時の事故



交差点での事故

ます。また、信号のある交差点では、例えば信号が青であっても右・左折車がないかなどを確認してから進みましょう。

●交差点以外の事故

交差点以外では、進路変更などで道路を横断する際に発生しています。

特に、走行しながら後方をよく確認せずに横断した場合、後方から来た直進車に追突される危険性があります。

危険な横断はせず、横断歩道のある場所で、自転車を降りて横断しましょう。

●夜間の事故

夕暮れや夜間は、自動車の運転手から発見されにくいため、自転車事故発生の危険性が高まります。

夜間に運転する際は、ライトを必ず点灯し、自転車の前後左右に夜光反射器材を取り付けましょう。

また、車が近づいているときは横断しないようにしましょう。



夜間の事故

●高齢者の自転車事故

高齢者が被害者となる事故では、信号無視、一時不停止、無理な横断など、高齢者側に違反があったケースが多く報告されています。

また、高齢運転者の傾向として、自分で安全運転を心掛けているつもりでも、他人が客観的にみると安全運転とは言えないところがあるとされています。その理由として、加齢に伴う注意力や集中力の低下、瞬間的な判断力の低下、動体視力の衰えなどの身体機能

の変化により危険の発見が遅れがちになることが考えられます。



高齢者の自転車事故

交通安全防災課 ☎308

また、運転に危険を感じた場合は無理に乗車せず、公共交通機関の利用など、別の方法を検討しましょう。

また、慣れた道路でも、基本に立ち返り、正しいルールと技能を再確認し、適度な緊張感を持って運転することが大切です。

また、運転に危険を感じた場合は無理に乗車せず、公共交通機関の利用など、別の方法を検討しましょう。

危険運転の禁止と罰則など

自転車事故の多くは、自転車側が交通ルールを無視したことで発生しています。

次のような運転は禁止されており、違反した場合は、いずれも罰金などが科せられます。

●**飲酒運転**
罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金



●**無灯火運転**
罰則 5万円以下の罰金



●**信号無視・一時不停止**
罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失は10万円以下の罰金)



●**走行時のイヤホンなどの装着**
罰則 5万円以下の罰金



●**傘さし運転**
罰則 5万円以下の罰金



●**並進**
罰則 2万円以下の罰金または料



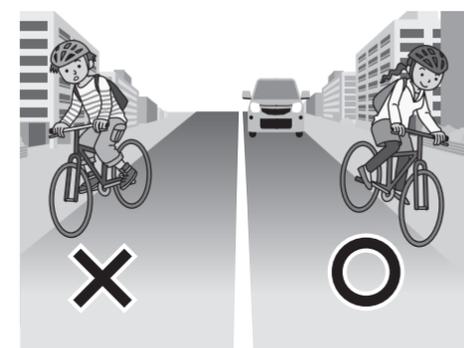
●**2人乗り**
罰則 2万円以下の罰金または料



●**運転中の携帯電話使用**
罰則 5万円以下の罰金



●**ブレーキのない自転車の取り締まり**



●**自転車の右側通行禁止**
路側帯の自転車の双方向走行が禁止され、自転車も車と同様に左側通行となりました。
罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金



●**ブレーキのない自転車の取り締まり**
走行中の自転車にブレーキがないことが確認された場合、警察官は自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置や運転の中止を命じた。ことができるようになりまし

道路交通法改正による新ルール

平成25年12月1日から、自転車に関するルールが追加されました。